

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2022年12月 1 日
【会社名】	日創プロニティ株式会社
【英訳名】	NISSO PRONITY Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石田 徹
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市南区内野二丁目10番25号
【電話番号】	(0 9 2) 5 5 5 - 2 8 2 5 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 諸岡 安名
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市南区内野二丁目10番25号
【電話番号】	(0 9 2) 5 5 5 - 2 8 2 5 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 諸岡 安名
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番 2 号)

1【提出理由】

2022年11月29日開催の当社第39回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年11月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき15円

配当総額 97,014,750円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年11月30日

第2号議案 定款一部変更の件

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、事業目的を追加するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、石田徹、大里和生、松尾信幸、猪ノ立山住夫、諸岡安名及び高山大地の6名を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、有吉修及び広瀬隆明の2名を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 剰余金処分の件	44,787	837	2	（注）1	可決（94.89％）
第2号議案 定款一部変更の件	44,007	1,617	2	（注）2	可決（93.24％）
第3号議案 取締役6名選任の件				（注）3	
石田 徹	43,827	1,797	2		可決（92.86％）
大里 和生	43,957	1,667	2		可決（93.13％）
松尾 信幸	43,957	1,667	2		可決（93.13％）
猪ノ立山 住夫	43,957	1,667	2		可決（93.13％）
諸岡 安名	43,948	1,676	2		可決（93.12％）
高山 大地	43,950	1,674	2		可決（93.12％）

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第４号議案 監査役２名選任の件				（注）４	
有吉 修	43,595	2,029	2		可決（92.37％）
広瀬 隆明	44,000	1,624	2		可決（93.23％）

（注）１．第１号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

２．第２号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成によります。

３．第３号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

４．第４号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

（４）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上